

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 伊方町 (都道府県: 愛媛県)  
本事業の担当部局名 保健福祉課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	伊方町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,400,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 伊方町の総人口は昭和60年から平成27年までの30年間に人口が約45%減少している中、本町ではこの10年間、重点的に人口減少対策を推進してきましたが依然として減り続けている。				
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 近年の自然減の拡大が人口変動に大きな影響を及ぼしている伊方町では、「人口の減少抑制」と「若返り」を実現するため、まず、成人男女の出会いから結婚に結びつける継続的な支援と、不妊への不安や悩みを抱えている家庭に対する支援を展開し、婚姻率の上昇、晩婚化の是正、出生数の増加に取り組むための推進施策を掲げ、①出会い・結婚・出産の増加策、②安心して子育ても、仕事もできる子育て環境の拡充の取り組みを行う。また、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。  <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。				
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
【対象費目】					
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】					
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有					
【その他独自要件】					
婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、補助金の申請日において無職であるとき、離職した者については、所得がないものとして夫婦の所得額を算出する。					

2. 申請見込

①新規世帯見込	4	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他	0	世帯		

【世帯数積算根拠】

税務担当へ照会し、R5.1.1～12.31までの婚姻件数のうち、年齢、所得要件を満たす世帯を算出し積算  
 ・29歳以下4世帯については、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の婚姻件数6件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務係において確認し算出。  
 ・その他については、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の婚姻件数5件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課係において確認し算出。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	4 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	0 世帯 × 300,000 円 =	0 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

町が作成したチラシを婚活イベント時等に配布する。  
 町広報誌及びホームページへ事業内容について掲載する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		婚姻件数(R2～6年度累計)	件	100	71
	0～4歳人口(R7年3月31日現在)	人	270	135	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.50 (平成24～28年)	
	婚姻件数		件	19 (令和4年度)	
	婚姻率			2.31 (令和4年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	60	40
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県と連携を図り、県ホームページの掲載や公共施設等でのチラシ配布を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	引越業者への周知・協力依頼の他、役場婚姻届け時に周知を行う。				